

「日豪EPA交渉」に関する意見書

わが国の豪州からの輸入状況をみると、農林水産物の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態である。

このため、豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念がある。

また、これまでわが国は、WTO農業交渉において「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、重要品目については関税について特別な扱いを行うなど各国それぞれの事情に配慮した取り扱いを主張してきている。

よって、国におかれては、豪州との交渉にあたり、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1. 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目を除外又は再協議の対象とすること。
2. 農業の多面的機能の発揮と多様な農業の共存等の観点から、十分な数の重要品目の確保及びその柔軟な取り扱い等を求めてきた、従来のWTO農業交渉におけるわが国の主張に基づいた対応を確保すること。
3. 交渉に当たっては、期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州がわが国の主張について十分考慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

山梨県甲斐市議会

・提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・財務大臣
農林水産大臣・経済産業大臣